

職員団体との交渉の議事概要

宮城労働局長は、令和4年3月11日(金)に、全労働省労働組合宮城支部(以下、「全労働」という。)と交渉を行いました。今回の交渉の概要は、以下のとおりです。

(全労働要求)

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止等について
ワクチン接種の実施に加え、すべての職場について万全な感染防止措置を講じること。接触機会の削減が可能となるよう業務内容と勤務形態を見直すこと。多様なリスクを抱えた労働行政職員への配慮を行うこと。労使の話し合いを重視し、実行ある感染防止対策を推進すること。
- 2 労働行政体制の拡充について
労働行政の役割に相応しい体制確立のため、非常勤職員を含めて、労働行政職員を大幅に増員すること。法令・制度に切り込む抜本的な業務簡素合理化を強力に押し進めること。窓口取扱時間の設定を可能とすること。
- 3 賃金・諸手当について
国家公務員の賃金水準を改善し、初任給、臨時・非常勤職員の時給を引き上げること。退職給付及び一時金、各種手当を改善すること。通勤手当を新幹線通勤なども含め全額実費支給とすること。窓口等で業務に従事する職員に対して危険業務手当を新設・支給すること。
- 4 定年延長をはじめとする高齢期雇用の課題について
本人の希望に添った多様な働き方を確保するとともに、職員が健康で意欲を持って働き続けられる職場環境の整備に努めること。
- 5 職員の健康・安全の確保について（新型コロナウイルスの感染防止は除く）
職員と職場の安全確保対策を徹底すること。メンタルヘルス対策を有効なものとする。

(当局回答)

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止等について

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により雇用情勢への影響が深刻化する中、第一線職場の職員及び来庁者等の感染防止対策が不可欠であり、健康安全委員会等の場で職員と意見交換をしながら、本省への働きかけも含めて、最優先課題の一つとして取り組む。

- 2 労働行政体制の拡充について

今後においても業務を適正かつ円滑に推進していくため、非常勤職員も含めた定員の確保・増員等に向け、本省や関係機関への働きかけを行う。併せて、法令・制度まで踏み込んだ業務簡素・合理化等を積極的に取り組む。

- 3 賃金・諸手当について

職員の努力と重責に報い、士気の維持・向上や優秀な人材の確保、負担軽減の観点等から、本省や関係機関へ働きかける等して取り組む。

- 4 定年延長をはじめとする高齢期雇用の課題について

定年延長に伴う給与水準等の処遇や再任用制度の運用について、当事者から理解が得られるものとなるよう関係機関や本省に働きかける。

- 5 職員の健康・安全の確保について（新型コロナウイルスの感染防止は除く）

最優先事項の一つとして、職員及び来庁者の安全確保対策要綱等に基づき、職員及び来庁者の安全確保を図る。また、メンタルヘルス対策について、心の健康の確保や休職者等のスムーズな職場復帰等に取り組む。